

# 短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 6 年 8 月 1 日 現在 >

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-583-6546 (午前9時～午後5時まで)

担当 生活相談員

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

## 2 短期入所生活介護事業所 ひびきの概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

(2) 施設名称及び所在地等

施設名称	ショートステイ ひびき
所在地	埼玉県深谷市長在家3976番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (埼玉県 1174601144 号)

(3) 施設の職員体制 (併設特別養護老人ホーム兼ねる)

業種	常勤	非常勤	内容	計
管理者	1名	0名	サービス管理全般	1名
医師	0名	1名	診療、健康管理等	1名
生活相談員	2名	0名	生活上の相談等	2名
管理栄養士・栄養士	1名	0名	栄養管理等	1名
機能訓練指導員	0名	1名	リハビリテーション 機能回復訓練等	1名
介護支援専門員	1名	0名	サービスの計画の 立案・管理等	1名
事務職員	2名	0名	一般事務・料金請求等	2名
看護・介護	看護師・准看護師	4名	医療・健康管理業務等	4名
	介護職員	30名	日常介護業務等	30名

(4) 施設の設備の概要

定員	23名	静養室	1室	
居室	4人部屋	4室	医務室	1室
	個室	10室	食堂	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽と 檜風呂があります。	機能訓練室	1室	
		相談室	2室	

### 3 サービス内容

- ①食 事… 朝食 7：30 から  
 昼食 12：00 から  
 夕食 18：00 から

以上の他、湯茶等のサービスがあります。原則、食堂にておとりいただきます。

- ②入 浴… 週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態及び入浴提供日の都合により提供できない場合や清拭となる場合があります。

- ③介 護… ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、施設内での移動の付き添い介助等。

- ④機能訓練… 日常生活において機能維持訓練を行います。

- ⑤生活相談… 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

- ⑥緊急時の対応… 利用者の容体の変化等があった場合は医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

- ⑦安全管理… 防災、避難訓練等施設を含め安全面に常時配慮します。

- ⑧所持品の管理… 特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

- ⑨レクリエーション… 日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

#### ⑩その他のサービス

ア 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。

イ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

### 4 利用料金

#### ① 基本料金

施設利用料（利用者負担割合1割の場合） (日)

	従来型 個室	多床室
要介護1	614円	614円
要介護2	684円	684円
要介護3	758円	758円
要介護4	829円	829円
要介護5	899円	899円

施設利用料（利用者負担割合2割の場合） (日)

	従来型 個室	多床室
要介護1	1,227円	1,227円
要介護2	1,367円	1,367円
要介護3	1,516円	1,516円
要介護4	1,658円	1,658円
要介護5	1,798円	1,798円

施設利用料（利用者負担割合 3 割の場合）

（日）

	従来型 個室	多床室
要介護 1	1, 8 4 0 円	1, 8 4 0 円
要介護 2	2, 0 5 1 円	2, 0 5 1 円
要介護 3	2, 2 7 3 円	2, 2 7 3 円
要介護 4	2, 4 8 7 円	2, 4 8 7 円
要介護 5	2, 6 9 7 円	2, 6 9 7 円

※地域区分 10.17 円を含んでいます。

施設体制費

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 日につき	1 8 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1 日につき	1 5 円
看護体制加算（Ⅳ）	1 日につき	2 3 円
緊急短期入所受入加算 7 日間～14 日間	1 日につき	9 0 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき	1 4. 0 %
地域区分		1 0. 1 7 円

② 居住費・食費

		1 日あたりの自己負担額				
		4 段階	3 段階②	3 段階①	2 段階	1 段階
居住費	従来型個室	1,708 円	880 円	880 円	480 円	380 円
	多床室	915 円	430 円	430 円	430 円	0 円
食費	3 食（おやつ含む）	1,700 円	1,300 円	1,000 円	600 円	300 円

※介護保険負担減額認定証を掲示された場合は、負担限度額となります。

③ 送迎費

片道 1 8 4 円

通常の送迎実施地域は深谷市並びにその近辺区域

※介護保険非該当の送迎につきましては実費となります。

④ 利用キャンセル料

利用者は、利用開始前までに連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

⑤ その他の料金等

選択食、理美容費、電気料、日用品費の料金は別途ご負担いただきます。料金は下記のとおりとなります。

・選択食	ご希望による	1回	100円～
・理美容費	理容散髪	1回	1,700円
	顔そり	1回	300円
	美容散髪	1回	3,300円～
・電気料	1日	50円	(テレビ等常時電気を使用する物の持込みの場合)
・日用品費	日用品	1日	50円 (歯ブラシ・歯磨き粉・BOXティッシュ・マウスウォッシュ)
	歯みがきティッシュ	1袋	600円
	入れ歯洗浄剤	1個	10円
	単2電池	1本	140円
	単3電池	1本	80円

⑥ 看取り連携体制加算 対象利用者に別途ご負担いただきます。

※料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問い合わせください。

#### ⑦ 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

#### ⑧ 支払方法

毎月、短期入所生活介護の終了後、翌月15日迄に送付致します。請求を受けた日から15日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。なお、お支払方法はご指定金融機関の口座振替にてお支払願います。

### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等で担当の介護支援専門員、または施設へお問い合わせ下さい。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。

介護支援専門員に「居宅介護サービス計画」の作成を依頼している場合は、施設へお問い合わせいただく前に介護支援専門員とご相談ください。

## (2) サービス利用契約の終了

### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文章でのお申し出により、いつでも解約できます。  
この場合、その後の予約は無効となります。

### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合…入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合…非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合…死亡日の翌日

### ③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、又は利用者や家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、30日前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことがございます。  
なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・ 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

## 6 事故発生時の対応

- ①利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その内容によって北部福祉事務所、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ③利用者に賠償すべき事故が発生した場合には双方協議のうえ決定いたします。利用者が賠償すべき事故を発生させた場合も同様とする。

## 7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 8 その他

この契約の履行等に関する相談苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険者証を発行した市町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしております。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

① ひびき

担当者 生活相談員

管理者 土居 敦志

電話 048(583)6546 【受付 午前9時～午後5時まで】

② その他

深谷市 担当 長寿福祉課 電話 048(574)6645

熊谷市 担当 長寿いきがい課 電話 048(524)1111

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048(501)1330

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048(824)2568

③ 第三者委員

市川 将史

電話 080(3313)5271

④ 第三者評価の実施 無